

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（1件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 28歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和6年3月8日

4 処分理由

令和5年9月4日から同年11月30日までの間に、自宅から勤務校付近の時間貸駐輪場までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自動二輪車による通勤を行い、通勤手当計25,300円を不正に受給するなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）